

地区計画区域における意匠の取り扱い基準

■目的

前原地区のうち、下記の地区計画においては、地区計画の目標に沿って地区整備計画で建築物等の意匠の制限を定めており、建物及び外壁の色彩については「周辺と調和したもの」としています。また、一部の地区計画では、看板等についても色彩の制限を設けています。この基準は、制限を取り扱うにあたって具体的な内容を定めるものです。

■基準

1. 建築物の屋根及び外壁の色彩

建物の屋根及び外壁（屋根以外の部分をいい、ベランダやバルコニー、外階段含む）の色彩は、下記の適用区域別の表のとおりとします。

ただし、着色、塗装していない材料（木材、土壁、ガラス、金属版、無釉の和瓦など）で仕上げたものは制限の対象外です。

また、見付面積（鉛直投影面積）の5%以下（小数点第二位以下四捨五入）に基準値を超えるアクセント色として使用する色は、制限の対象外としています。

(1) 適用区域1

◆対象の地区計画

泊カツラギ地区地区計画、前原インターチェンジ南地区地区計画、板持若宮地区地区計画、北新地地区地区計画、前原東土地区画整理地区地区計画、池田立野地区地区計画、前原インターチェンジ北地区地区計画、志登布田地区地区計画、板持基の本地区地区計画、泊大塚溜池南地区地区計画、池田宮園地区地区計画、板持蔵ノ元地区地区計画、前原地区地区計画、神在立毛地区地区計画、池田南・波多江東地区地区計画

◆制限の内容

・建築物の屋根の色彩

色相	明度	彩度
R、YR、Y	—	6以下
上記以外の色相	—	3以下

・建築物の外壁の色彩

色相	明度	彩度
R、YR、Y	4以上	6以下
上記以外の色相	4以上	3以下

※前原東土地区画整理地区地区計画及び泊大塚溜池南地区地区計画については、建築物の屋根又は外壁に代わる柱を含む。

(2) 適用区域2

◆対象の地区計画

長糸生活拠点地区地区計画

◆制限の内容

・建築物の屋根及び外壁の色彩

色相	明度	彩度
R、YR、Y	—	6以下
上記以外の色相	—	3以下

2. 看板、広告塔の色彩

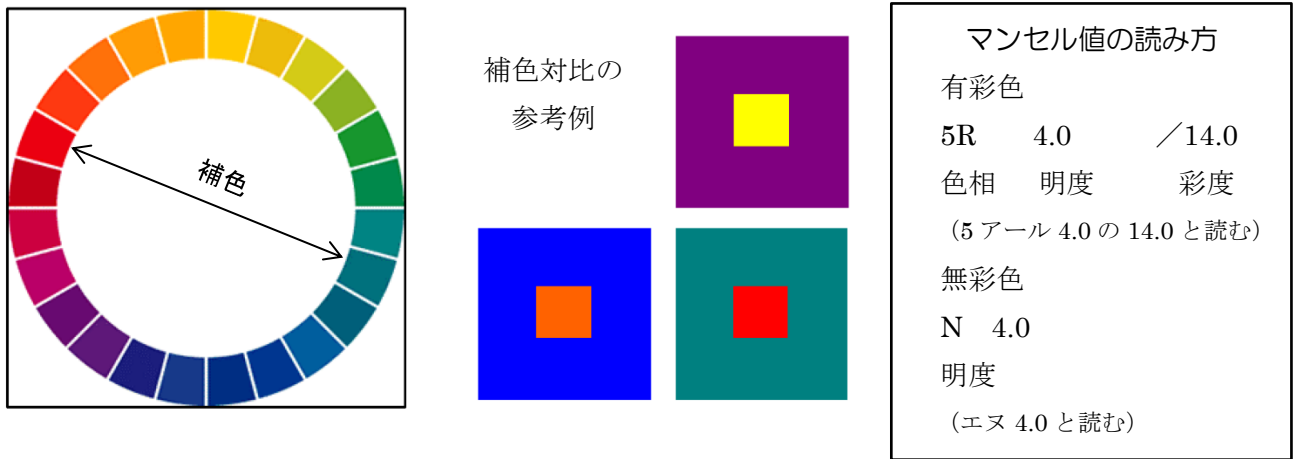
□対象の地区計画

泊カツラギ地区地区計画、前原インターチェンジ南地区地区計画、長糸生活拠点地区地区計画、前原インターチェンジ北地区地区計画、前原地区地区計画、池田南・波多江東地区地区計画

□制限の内容

隣合う色が補色関係にあると、お互いの彩度を高め合い、文字と背景という関係では文字が読みにくくなる場合があるため、色相の補色対比は行わないようにします。

補色（反対色）とは、下図のような色相環で正反対に位置する関係をいいます。

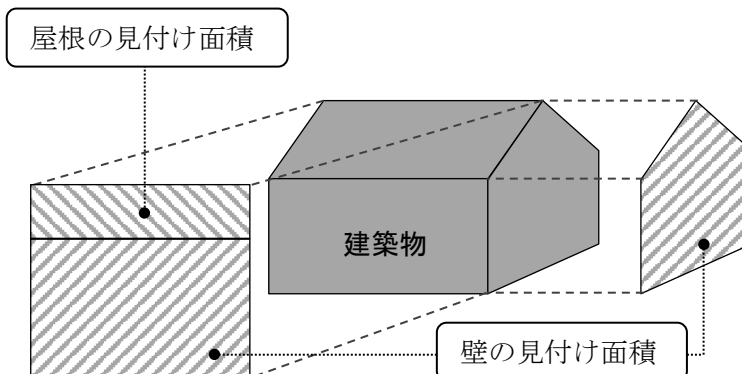


※ここに記載されている基準値はマンセル値を使用しています。

※上記補色対比は参考であり、実際は色見本帳等により確認してください。

※見付面積（鉛直投影面積）の考え方

見付面積とは、下図のとおり建築物の一面の鉛直投影面積をさします。また、建築物の柱芯間ではなく外壁面で計算します。（窓や扉等のガラス面を含めた面積を対象とします。）



※見付面積の5%の考え方

基準値を超える色をアクセントカラーとして使用する場合は、屋根、壁それぞれ一面の見付面積の5%以下（小数点第二位四捨五入）であれば制限対象外とします。